

平成 27 年 7 月 22 日  
事 務 連 絡

日本ショッピングセンター協会 宛

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さくの施設における安全確保について

平成 27 年 7 月 19 日に、鳥獣による観賞用植物への被害の防止を目的として設置された電気さくによる感電死傷事故が発生しました。

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 74 条の規定では、「電気さく（屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。）は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。」とされており、電気さくの施設に当たっては、感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

今回の事故では、施設に当たって、上記のような適切な措置が講じられていなかった可能性があります。

鳥獣被害防止用の電気さくの施設に当たっては、下記事項を遵守すれば感電が防止できるところ、今回のような感電事故の再発を防止するため、貴会参加企業等（貴社内担当部局）に対して、今後の電気さくの販売に当たっては、設置事業者等に対し下記事項について周知いただくようお願い致します。

## 記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。

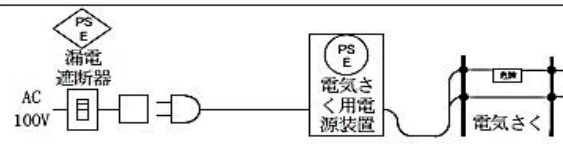
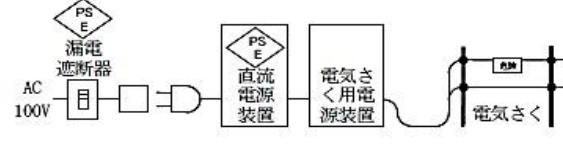
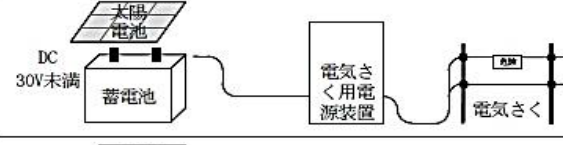

2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
  - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
  - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
    - (イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
    - (ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源
3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する回路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。
  - イ 電流動作型のものであること。
  - ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。
4. 電気さくに電気を供給する回路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

以上

# 電気さくの安全管理について

- 電気さくについては、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第74条において「感電又は火災のおそれがないように施設」しなければならないものとされており、具体的には以下の基準を満たす必要がある。（電気設備の技術基準の解釈 第192条）
  - ① 危険である旨の表示をすること。（第二号）
  - ② 感電により人に危険を及ぼすおそれのないよう出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いること。（第三号）
  - ③ 使用電圧30V以上の電源から電気供給を受けかつ、人が容易に立ち入る場所に電気さくを設置するときは、漏電遮断器を設置すること。（第四号）
  - ④ 容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を設置すること。（第五号）

※上記①～③による電気さくの施設方法の例

規定	第三号		第四号	
	施設方法	直流電源装置	電気さく用電源装置	漏電遮断器
第三号イ		—	電気用品安全法適用品	必要※1 電気用品安全法適用品※2
第三号ロ(イ)		電気用品安全法適用品	感電により人に危険を及ぼすおそれのないよう出力電流が制限されるもの	必要※1 電気用品安全法適用品※2
第三号ロ(ロ)		—		不要
		—	—	必要※1

上記に沿った電気工作物であるのか判断に迷う場合、最寄の産業保安監督部等へお問い合わせください。

連絡先：

- 北海道産業保安監督部 (011-709-1795)
- 関東東北産業保安監督部 (048-600-0386)
- 東北支部 (022-221-4947)
- 中部近畿産業保安監督部 (052-951-2817)
- 北陸産業保安監督署 (076-432-5580)
- 近畿支部 (06-6966-6056)
- 中国四国産業保安監督部 (082-224-5742)
- 四国支部 (087-811-8585)
- 九州産業保安監督部 (092-482-5519)
- 那覇産業保安監督事務所 (098-866-6474)

経済産業省  
 商務流通保安グループ 電力安全課  
 (03-3501-1742)

※1：人が容易に立ち入る場所に施設する場合

※2：電気用品安全法の規定による

## 「電気さく」の施設に関するQ&A

### Q. 「電気さく」は自由に施設できますか？

A. 電気さくは、田畑や牧場などで、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り施設できます。施設に際しては、前ページの『「電気さく」施設上の注意』を守る必要があります。

### Q. 危険表示はどのように行うことが必要ですか？

A. 電気さくを施設する場合には、電源の種類や電圧の大きさにかかわらず、必ず周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で表示を行うことが必要です。

### Q. どのような場合に漏電遮断器を設置する必要がありますか？

A. 人が通る公道などと、さく、へい等で分離されていない場所（人が容易に立ち入れる場所）に電気さくを施設し、30ボルト以上の電源（家庭のコンセント等）から電気を供給する場合です。バッテリーなど30ボルト未満の電源を使用する場合や、登山道などから離れた山林や人が容易に触れるおそれがない高さの場所（フェンスの上に電線を施設する場合など）に電気さくを施設する場合は必要ありません。

### Q. 必要な漏電遮断器はどのようなものですか？

A. 15リアンペア以上の漏電が0.1秒間以上起こったときに、電気を遮断するものです。

漏電遮断器には、

- ①家庭用のコンセントに接続するもの
  - ②家庭用の分電盤（ブレーカー）に施設するもの
- の2通りがあります。なおこのうち、②の工事は、資格を持った電気工事士が行う必要があります。また漏電遮断器については、電気さくメーカーなどにお問い合わせください。

### Q. 電気さく施設に関する相談・問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくメーカーまたはお近くの地方自治体にお問い合わせください。

……このパンフレットに関するお問い合わせ先……

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
TEL:03-3501-1742 FAX:03-3580-8486

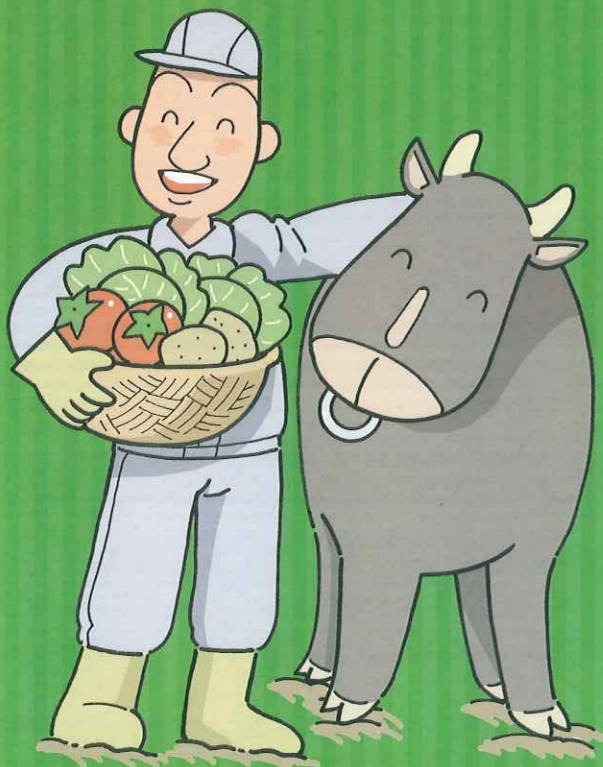
R100  
この印刷物は古紙配合率100%  
再生紙を使用しています。  
2006.03

# 鳥獣害対策用の 電気さくについて

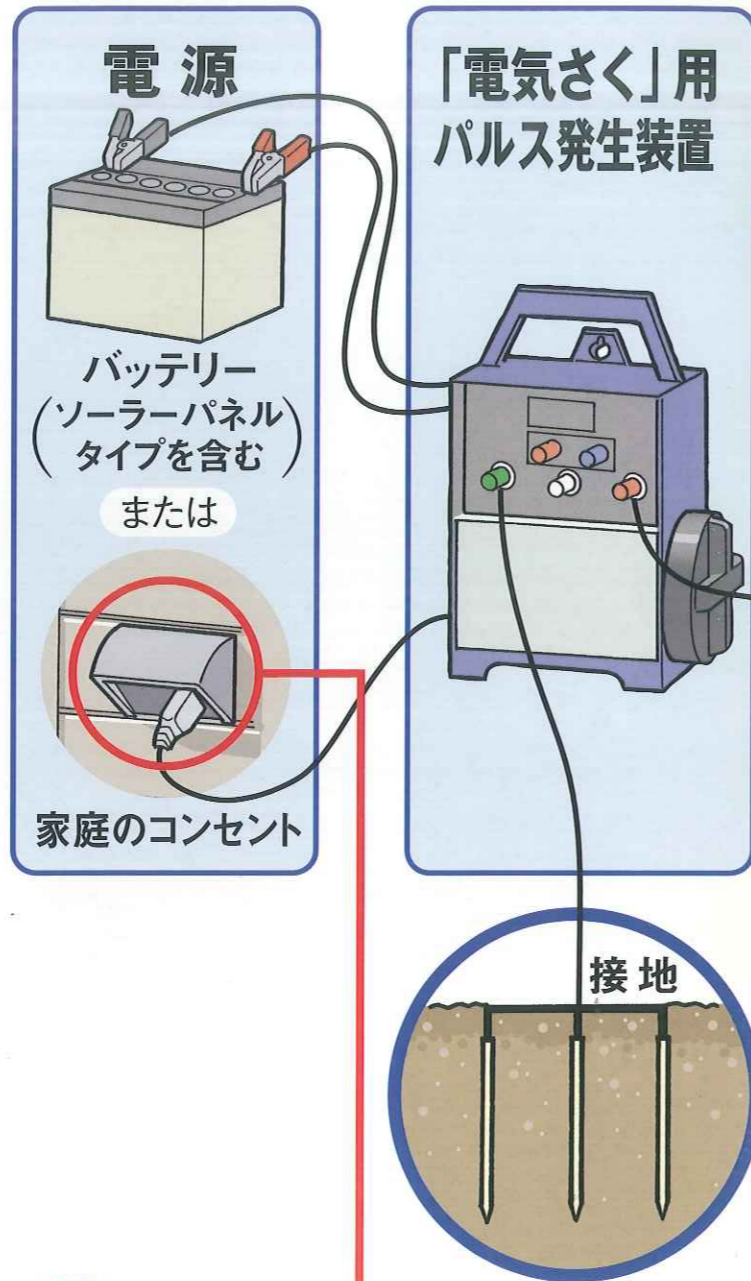


# 「電気さく」 とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法によって施設方法が定められています。



## 「電気さく」施設上の注意



**！ 電波発生による障害の防止**  
「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。



**！ 漏電遮断器の設置**  
「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

**！ 危険表示**  
人が見やすいように、適当な位置や間隔で危険表示をする必要があります。